

福岡市結核予防費補助金交付要綱

(通則)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律114号、以下「法」という。）第60条第1項に基づく結核予防費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、結核健康診断の実施を推進し、もって結核の予防を図ることを目的する。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助事業者は公募により募集する。

- (1) 法第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業を実施する者
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者（若しくは補助事業者）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員のうち前号に該当する者
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者（若しくは補助事業者）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者（若しくは補助事業者）に対し、役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業
- (2) その他事業（市長が特別な理由があると認めるとき。）

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第3欄に定めるところによる。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表第2欄の基準額(1)～(3)に定める方法により行うこととし、その基準額の合計額と、第3欄の対象経費の実支出額から補助事業を実施した年度に

おけるその実施に関する収入の額を控除した額とを比較して、いずれか低い額に第 4 欄の補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で決定し交付する。

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、市長の定める期日までに事業を完了させ、その 7 日後までに福岡市結核予防費補助金交付申請書（様式第 1 号を作成）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額算出内訳書（様式第 3-1 号及び様式第 3-2 号）
- (2) 定款又は寄付行為、規約等の写し
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 やむを得ない事情により別表第 2 欄(4)に定める方法により補助事業を行い、当該補助金の交付を申請する場合は、その事情を明らかにする書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号を作成）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第 1 項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、すみやかに補助事業者に対してその旨を通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第 4 号を作成）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

(補助金の変更交付決定)

第 11 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の変更を交付決定し、補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号を作成）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに結核健康診断完了報告書（様式第 6 号を作成）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支出証拠書類（領収書の写し他支払いの明細がわかるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決

定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、結核健康診断事業補助金実績調査確認書（様式第 7 号を作成）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金確定通知書（様式第 8 号を作成）により通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第 14 条 市長は、事業完了後に補助事業者より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

第 15 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- （1）補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- （2）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （3）前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

（補助金の交付の条件及び関係書類の整備）

第 16 条 市長は、この補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 3 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。
- 4 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が 50 万円以上の機械器具については、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し譲渡し、交換し貸し付け又は担保に供してはならない。
- 5 4 により承認を受けて機械器具を処分することにより収入があった場合は、この全部又は一部を市の納付しなければならない。

（施行の細目）

第 17 条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則（昭和 47 年 10 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は昭和 47 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、昭和 61 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則（昭和 61 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は昭和 61 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 5 年 10 月 31 日をもって廃止する。

附則（平成 5 年 11 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 5 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 9 年 10 月 31 日をもって廃止する。

附則（平成 9 年 11 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 9 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 17 年 9 月 12 日をもって廃止する。

附則（平成 17 年 9 月 13 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 17 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 19 年 6 月 26 日をもって廃止する。

附則（平成 19 年 6 月 27 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 19 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 26 年 4 月 10 日をもって廃止する。

附則（平成 26 年 4 月 11 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 26 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則（平成 29 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 29 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別 表

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
結核健康診断	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1)医療機関(保健所を除く。以下同じ。)でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数×356円</p> <p>(2)医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×616円</p> <p>(3)医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×640円</p> <p>(4)やむを得ない事情で直接撮影を行った場合は、医療機関で直接撮影を行った者の延数×2,310円</p>	<p>法第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な報酬，職員手当(特殊勤務手当)，賃金，報償費，旅費，需用費(消耗品費，燃料費，食糧費，印刷製本費，光熱水費，修繕料，医薬材料費)，役務費(通信運搬費，広告料，手数料，損害保険料)，委託料，使用料及び賃借料，工事請負費並びに備品購入費</p>	3分の2

(様式第1号)

平成 年度福岡市結核予防費補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(申請者) 住 所 _____ 〒 _____
団 体 名 _____
代表者職氏名 _____ 印

福岡市結核予防費補助金の交付を受けたいので、要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 補助事業を実施した学校又は施設

(1) 所在地 _____
名 称 _____
(2) 所在地 _____
名 称 _____

3 補助事業の目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づく
定期の健康診断

4 補助事業の内容 (提出書類及び添付書類)

- (1) 補助金交付申請額算出内訳書 (様式第3-1号, 第3-2号)
- (2) 定款又は寄付行為, 規約等の写し
- (3) 役員名簿
- (4) やむを得ない理由 (身体的状況のみ) により, 別表第2欄 (4) を行った場合は理由書

【 暴力団排除及び本市の市税を滞納していないことに関する照会への同意欄】

申請者は, 本件申請にあたり, 市に提出した個人情報について, 市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警へ照会確認に使用することに同意します。

また, 「市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと」の確認にあたり, 税務担当課に市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされることに同意します。

平成 年 月 日

住所(所在地) _____ 氏名(法人・団体名等) _____ 印

(様式第2号)

福岡市結核予防費補助金交付決定通知書

保 予 第 号
平成 年 月 日

理事長 様

福岡市長
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

平成 年 月 日付けをもって申請のあった福岡市結核予防費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業及びその他事業

2 補助金内示額 円

3 補助金交付予定時期

(様式第3-1号)

補助金交付申請額算出内訳書

支出額 (A)	収入額 (B)	(C) = (A) - (B)	基準額 (D)	(C) と (D) のいずれか低い額 × 2 / 3 (E)
円	円	円	円	円

(A) 支出額の内訳

節	細節	支出金額	節	細節	支出金額
報酬		円	需用費	修繕料	円
職員手当				医薬材料費	
	特殊勤務手当		役務費		
賃金				通信運搬費	
報償費				広告料	
旅費				手数料	
需用費				損害保険料	
	消耗品費		委託料		
	燃料費		使用料及び賃借料		
	食糧費		工事請負費		
	印刷製本費		備品購入費		
	光熱水費		合計 (A)		

委託料内訳

委託健診機関名	健診種目	人員	単価	金額	備考
		人	円	円	
合計					

(様式第3-2号)

(B) 収入額の内訳

収入先	収入の名称	金額	備考
		円	
合計 (B)			

(D) 基準額の内訳

区分	個所数	対象人員	受診人員	健康診断			
				間接撮影			直接撮影 ※注
				レンズカメラ	70mm ミラーカメラ	100mm ミラーカメラ	
学 校	修業年限が 1年(各種学校等)	か所	人	人	人	人	人
	2年(短大等)						
	3年(高校等)						
	4年(大学等)						
施設							
計 (①)							
交付基準による単価 (②)				円 356	円 616	円 640	円 2,310
交付基準による算定額 (計 (①) × 単価 (②))							
基準額合計 (D) (上記交付基準による算定額の合計)				円			

※注 直接撮影(デジタル撮影)は、やむを得ない(医学的)理由により立位撮影ができない人のみです。

<記入上の注意>

- 「学校」欄は、学校(大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校で修業年限が1年未満の者を除く。)に入学した年度の人が対象となります。
- 「施設」欄は、社会福祉施設(感染症法施行令第11条第2号に規定する施設)に入所している人で、健康診断を実施する年度に65歳以上となる人が対象となります。

(様式第4号)

福岡市結核予防費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

団体名

代表者職・氏名

平成 年 月 日付 保字第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、変更の交付決定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断

2 補助金の交付変更申請額

- (1) 交付変更申請額
- (2) 既交付決定額
- (3) 変更増減額

3 変更理由

4 補助事業の執行に関する補助金交付申請額算出内訳書(様式第3-1号及び様式第3-2号)(変更後)

(様式第5号)

福岡市結核予防費補助金変更交付決定通知書

保 予 第 号
平成 年 月 日

理事長 様

福岡市長
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

平成 年 月 日付けをもって変更申請のあった福岡市結核予防費補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業及びその他事業

2 補助金内示額

- (1) 変更交付内示額
- (2) 既交付決定額
- (3) 変更増減額

3 補助金交付予定時期

(様式第6号)

結核健康診断完了報告書（平成 年度）

区分	実施年月	個所数	間接撮影者数	直接撮影者
学校	年 月	か所	人	人
施設	年 月			
計				

上記のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断の事業を完了しましたので、報告します。

平成 年 月 日

(申請者) 団 体 名 _____

代表者職氏名 _____

印

上記の記載内容は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7第1項の規定に基づき提出された結核定期健康診断実施報告書の集計数と合致し、保健所運営報告に計上されたものであることを確認しました。

平成 年 月 日

確認者（保健所の結核担当者）

所 属 _____

氏 名 _____

印

(様式第7号)

福岡市結核健康診断事業補助金実績調査確認書

平成 年 月 日

確認者 所 属
職 名
氏 名

印

平成 年 月 日付、補助金実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第8号)

福岡市結核予防費補助金確定通知書

保 予 第 号
平成 年 月 日

理事長 様

福岡市長
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

平成 年 月 日付の結核健康診断完了報告書により、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業及びその他事業

2 補助確定額 円

3 補助条件 福岡市結核予防費補助金交付要綱を遵守すること。